

一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 履修薬剤師 別掲規定

第1章 糖尿病薬物療法履修薬剤師(以下「履修薬剤師」という)認定制度

第1条 総則の第1条の糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度(以下「本制度」という)の前段階として糖尿病薬物療法履修薬剤師(以下「履修薬剤師」という)を策定し認定するとともに、本制度の実施に必要な事業を行う。履修薬剤師は、糖尿病薬物治療に関する十分な知識及び技能を有する薬剤師(研究員、教育者を含む)を養成し、国民の保険・医療・福祉に貢献することを目的とする。

第2条 履修薬剤師とは、本学会独自の教育システムとして糖尿病薬物療法に関する自己研鑽を積んだ薬剤師をいい、履修に必要な資格を有し、本学会の履修薬剤師認定審査に合格したものとす。

第3条 履修薬剤師の認定に関する事項の審議は、糖尿病薬物療法認定薬剤師認定制度認定委員会(以下「認定委員会」という)が行う。

第4条 認定委員会は、次の各項について審議する。

- 1) 履修薬剤師の認定およびその更新の審議に関すること。
- 2) 履修薬剤師の認定およびその更新の実施に関すること。

第2章 履修薬剤師の認定の取得条件

第5条 履修薬剤師を申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有していること。
- (2) 薬剤師歴5年以上、申請時において本学会正会員(既納済み)であること。
- (3) 本学会が示す修得単位が、30単位以上あること。
ただし、当学会が発行するP認定単位が15単位以上あること。
- (4) 下記のいずれかの資格を取得している申請者は、第5条(3)は20単位とする。
ただし、当学会が発行するP認定単位が15単位以上あること。

- ① 薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師
 - ② 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師
 - ③ 日本病院薬剤師会病院薬学認定薬剤師
 - ④ 日本医療薬学会認定薬剤師、同薬物療法認定薬剤師
- (5) 本学会が開催する基礎編技能研修のすべての種類(過去5年以内)に1回でも参加していること。

第6条 申請者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める。

第7条 履修申請者に対する認定は、認定委員会が履修の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。

第8条 会長は、履修薬剤師として認定された者に認定証を交付する。
ただし、交付日は翌年の4月1日発行とする。

第3章 糖尿病薬物療法履修薬剤師の認定の更新

第9条 本学会は、履修薬剤師のレベル保持のため、更新制を施行する。

第10条 本学会の認定を受けた履修薬剤師は、認定を受けてから5年ごとにこれを更新しなければならない。

第11条 履修薬剤師の認定を更新申請する者は、次の各項に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 継続的に本学会正会員(既納済み)であること。
- (2) 本学会が示す単位基準の修得単位が、認定期間中に50単位以上(毎年最低5単位以上)あること。ただし、当学会が発行するP認定単位が30単位以上あること。
- (3) 糖尿病に関する学会発表が認定期間中に1回以上(筆頭発表者)あること。
- (4) 認定期間中に行った本学会が主催する基礎・アドバンスのどちらかの技能研修(過去5年以内)に1回は参加していること。

第12条 更新者は、細則に定める申請書類を本学会に提出し、審査料を納付しなければならない。審査料については細則に定める。

第13条 履修更新者に対する認定は、認定委員会が履修の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。

第14条 会長は、履修薬剤師として更新を認定された者に認定証を交付する。
ただし、交付日は翌年の4月1日発行とする。

第15条 履修薬剤師の資格の喪失は、次の各項の理由により、認定委員会の審議を経て、その資格を喪失する。

- (1) 履修薬剤師の資格を辞退したとき。
- (2) 日本国の薬剤師免許を喪失、もしくは返上、取り消されたとき。
- (3) 本学会を退会したとき。

第16条 履修薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定委員会の審議を経て、理事長がその認定を取り消すことがある。

第4章 特例処置

第17条 履修薬剤師の更新保留する場合、申請手続きを取らなければならない。詳細については細則に定める。

第18条 糖尿病薬物療法履修薬剤師認定証の再発行することができる。再発行料については細則に定める。

第5章 規程の見直し、変更

第19条 この規程については、理事会の議決を経て変更することができる。

第6章 補則

第20条 この規程を施行するために必要な事項は、細則に定める。

附則

この別掲の規則は、2019年 9月 1日から施行する。

附則

この規則は、2015年5月20日から施行する。

履修薬剤師の申請に関して、2020年度までは旧規定での申請を認めることとする。

2015年5月20日施行

2016年7月1日改定(第12条改定)

2016年10月28日改定(第19条改定)

2017年9月16日改定(第12, 14, 15, 19, 20条改定)

2019年9月1日改定(准認定薬剤師 別掲追記)

2020年10月1日改定(准認定薬剤師より履修薬剤師へ名称変更)